
AMT/NEWSLETTER

China Legal Update

2026年3月2日

輸出管理コントロールリスト」及び「監視リスト」の公布 (2026年2月24日)

弁護士 射手矢 好雄/ 弁護士 森脇 章/ 弁護士 中川 裕茂
弁護士 若林 耕/ 中国弁護士 屠 錦寧/ 弁護士 尾関 麻帆
弁護士 横井 傑/ 弁護士 唐沢 晃平

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. Lawyer's Eye

「輸出管理コントロールリスト」及び「監視リスト」の公布(2026年2月24日)
～中国による軍民両用品の対日輸出規制の展開～

日本弁護士 中川 裕茂

III. 中国法令アップデート

- ・商事調解条例 ←今号の注目法令
- ・多国籍企業の人民元・外貨一体化資金プール業務に係る事項に関する通知
- ・マネーロンダリング防止特別予防措置管理弁法
- ・ネットワーク取引プラットフォーム規則監督管理弁法
- ・ライブ配信 EC 監督管理弁法
- ・薬品管理法実施条例 ←今号の注目法令

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただきます。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 42 回(中国メインランド)

日時:2025 年 10 月 16 日(木)

「企業が注目する中国法制度の動向 (2025 年版)」

講師:パートナー弁護士 射手矢 好雄

第 43 回(香港)

日時:2025 年 12 月 18 日(木)

「一国二制度・コモンローの基礎から理解するー香港法の全体像と企業実務」

講師:シニア・アソシエイト弁護士 藤本 博之

第 44 回(中国メインランド)

日時:2026 年 1 月 22 日(木)

「似て非なる中国法」2026 年の中国 正しい理解と戦略」

講師:パートナー弁護士 森脇 章

II. Lawyer's Eye

「輸出管理コントロールリスト」及び「監視リスト」の公布(2026年2月24日) ～中国による軍民両用品の対日輸出規制の展開～

日本弁護士 中川 裕茂

Contents

- 一. 本リストの概要
- 二. 本リストの法的な位置付けと、本リストに関わる中国商務部のこれまでの動向
- 三. 本リストに関わる懸念と今後の展開

2026年1月15日発行の弊事務所のニュースレター「【経済安全保障・通商】中国の日本向け軍民両用品の輸出規制強化と日本企業への影響」¹において述べたとおり、2026年1月6日付けの日本向け輸出規制(「両用品目の日本に対する輸出管理の強化に関する公告」、以下「1月6日付け日本向け輸出規制」という)²に続くものとして輸出管理コントロールリストへの日本企業の掲載等を懸念していたところであるが、果たして、中国商務部は2月24日に以下の2つの公告を公表し(即日施行)、合計40社の日本企業をリストに掲載した。

① 商務部公告(2026年第11号) 日本の20社のエンティティの輸出管理コントロールリストへの掲載の公表³

② 商務部公告(2026年第12号) 日本の20社のエンティティの監視リストへの掲載の公表⁴

(以下、前者を「本輸出管理コントロールリスト」、後者を「本監視リスト」といい、両者合わせて「本リスト」という。)

本稿では、本リストの概要と懸念点を解説する。

なお、弊事務所にて本リストの和訳を作成しておりますので、ご入用の方は、[本ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

一. 本リストの概要

本リストの概要は次の通りである。

¹ 【中国法務】両用品目の日本に対する輸出管理の強化に関する公告他(第542号)
[CPG_260126.pdf](#)

² “商務部公告 2026年第1号 关于加强两用物项对日本出口管制的公告”
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_8990fedae8fa462eb02cc9bae5034e91.html

³ “商務部公告 2026年第11号 公布将20家日本实体列入出口管制管控名单”
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_b5159a773124428a9813884015d1b8b3.html

⁴ “商務部公告 2026年第12号 公布将20家日本实体列入关注名单”
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_bac18400512d408a8d4c2f964e36ac11.html

	本輸出管理コントロールリスト	本監視リスト
公告名	20 社の日本エンティティを輸出管理コントロールリストに掲載する公告(商務部 2026 年第 11 号)	20 社の日本エンティティを監視リストに掲載する公告(商務部 2026 年第 12 号)
規制の概要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中国の輸出事業者は、両用品目をリスト掲載事業者に対して輸出することが禁止される。 ✓ 海外の組織・個人が、中国原産の両用品目をリスト掲載事業者に対して移転・提供することが禁止される。(再輸出規制、域外適用) ✓ 中国の輸出事業者は特別な事情により輸出申請を行う場合には、商務部に対して申請することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中国の輸出事業者が、両用品目をリスト掲載事業者に対して輸出する場合、個別許可申請の方法によらなければならない(包括許可申請、情報記入登記方式は不可)。この場合、①リスト掲載事業者のリスク評価報告書、②両用品目を日本の軍事力の向上に寄与する一切の用途に使用しない旨の書面による承諾の提供が必要。 ✓ リスト掲載事業者に対する両用品目の輸出については、より厳格なエンドユーザー審査及びエンドユース審査を行う。 ✓ リスト掲載事業者が、法定の事実確認義務を履行した場合は、監視リストからの除外申請を行うことができる。
掲載されている日本企業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 三菱造船株式会社 2. 三菱重工航空エンジン株式会社 3. 三菱重工マシンマシナリ株式会社 4. 三菱重工エンジン&ターボチャージャ株式会社 5. 三菱重工マリタイムシステムズ株式会社 6. 川崎重工業航空宇宙システムカンパニー 7. 川重岐阜エンジニアリング株式会社 8. 富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ株式会社 9. 株式会社 IHI 原動機 10. 株式会社 IHI マスターメタル 11. 株式会社 IHI ジェットサービス 12. 株式会社 IHI エアロスペース 13. 株式会社 IHI エアロマニファクチャリング 14. 株式会社 IHI エアロスペース・エンジニアリング 15. NEC ネットワーク・センサ株式会社 16. 日本電気航空宇宙システム株式会社 17. ジャパンマリユニテッド株式会社 18. JMU ディフェンスシステムズ株式会社 19. 防衛大学校 20. 宇宙航空研究開発機構 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 株式会社 SUBARU 2. 富士エアロスペーステクノロジー株式会社 3. ENEOS 株式会社 4. 輸送機工業株式会社 5. 伊藤忠アピエーション株式会社 6. 株式会社レダグループホールディングス 7. 東京科学大学 8. 三菱マテリアル株式会社 9. ASPP 株式会社 10. 八洲電機株式会社 11. 住友重機械工業株式会社 12. TDK 株式会社 13. 三井物産エアロスペース株式会社 14. 日野自動車株式会社 15. 株式会社トーキン 16. 日新電機株式会社 17. 株式会社サン・テクトロ 18. 日東電工株式会社 19. 日油株式会社 20. ナカライテスク株式会社

二. 本リストの法的な位置付けと、本リストに関わる中国商務部のこれまでの動向

1. 輸出管理コントロールリスト("出口管制管控名单")

輸出管理法では、国家の安全および利益を損なう恐れがある場合等には、輸入業者・エンドユーザーを「輸出管理コントロールリスト」に掲載するものとされている(輸出管理法 18 条 1 項)。

本輸出管理コントロールリストの規制は、日本企業を掲載する例としては初めての例ではあるが、中国は 2025 年 1 月から輸出管理コントロールリストについて主として米国企業、台湾企業等を掲載し、運用してきた経緯がある。

(輸出管理コントロールリストのこれまでの掲載事例)

日付	対象たる外国企業	現状の効力
2025 年 1 月 2 日	米国企業(軍事系)の 28 社	有効
2025 年 3 月 4 日	米国企業(情報・IT 系)の 15 社	米中合意により 2025 年 11 月 10 日から停止。
2025 年 4 月 4 日	米国企業(情報・IT・物流・軍事系)の 16 社	米中合意により 2025 年 5 月 14 日から 90 日執行停止(8月12日から90日間再延長)、さらに 11 月 10 日より 1 年延長。
2025 年 4 月 9 日	米国企業(情報・IT 系)の 12 社	米中合意により 5 月 14 日から 90 日措置を停止、その後 8 月 12 日に停止。
2025 年 7 月 9 日	台湾企業(航空宇宙・造船関係)の 8 社	有効
2025 年 9 月 25 日	米国企業(造船、建設系)の 3 社	有効

法律上リストに掲載された場合の効果としては、まず、中国の輸出事業者はリストに記載された輸入業者、エンドユーザーと取引をしてはならないものとされている(輸出管理法 18 条 3 項)。この点、具体的な規制内容はある程度商務部の裁量に委ねられているが、これまでの米国・台湾企業向けの措置では次のような決定がなされており、実務上、対象は両用品目に限定されている。⁵

- 両用品目を輸出することを禁止する。現在行っている輸出活動は直ちに停止せよ。
- 特別な事情があり確かに輸出が必要な場合、輸出事業者は商務部に対して申請をせよ。

これらは、中国の輸出事業者の義務であるものと位置付けられており、リスト掲載事業者の義務ではない。

本輸出管理コントロールリストに対する規制は、これまでの上記の 6 件の輸出管理コントロールリストとは若干異なり、次の規制が行われている。

- 両用品目を輸出することを禁止する。**海外の組織及び個人が中華人民共和国原産の両用品目を移転又は提供することを禁止する。**現在行っている関連活動は直ちに停止せよ。
- 特別な事情があり確かに輸出が必要な場合、輸出事業者は商務部に対して申請をせよ。

上記太字下線部のとおり、本輸出管理コントロールリストでは、中国原産品について再輸出規制を行っており、日本や第三国の企業にも適用される。これは、1 月 6 日付け日本向け輸出規制における再輸出規制を踏まえたものと思われる。

2. 監視リスト(“关注名单”)

監視リストは、これまで中国が米国企業に対しても実施したことのない規制であり、世界で初の事例となる。その意味で世界での注目度は高い。

⁵ 例えば、2025 年 1 月 2 日の決定は以下のとおり。

「商務部公告 2025 年第 1 号 米国企業 28 社を輸出管理コントロールリストに掲載する公告」(“商務部公告 2025 年第 1 号 公布将 28 家美国实体列入出口管制管控名单”)

<https://exportcontrol.mofcom.gov.cn/article/gndt/202501/1081.html>

監視リストは、両用品目輸出管理条例(2024年10月19日公布、同年12月1日施行)に法的根拠がある。なお、更にそのベースとなっている輸出管理法(2020年10月17日公布、同年12月1日施行)には記載がなく、比較的新しい制度といえる。

両用品目輸出管理条例第26条は次のとおり定める。

1. 国務院の商務主管部門は、法により、両用品目のエンドユーザー及び最終用途に関する調査を実施し、関連する組織と個人はこれに協力しなければならない。輸入業者、エンドユーザーが所定期間内に調査に協力せず、関連する証明資料を提供しなかったことにより、両用品目のエンドユーザー、最終用途について事実確認を行えなくなった場合、国務院の商務主管部門は、関連する輸入業者、エンドユーザーを監視リストに加えることができる。
2. 輸出事業者は、監視リストに記載されている輸入業者、エンドユーザーに対して両用品目を輸出する場合、包括許可の申請又は登録・情報記入方式による輸出証憑の取得をしなければならず、個別許可を申請するときは、監視リストに記載されている輸入業者、エンドユーザーに対するリスク評価報告書を提出し、かつ輸出管理に関する法律法規及び関連要求を遵守することを約束しなければならない。許可審査期間は、本条例第17条第1項に規定する期間の制限を受けない。
3. 本条例第1項に規定する輸入業者、エンドユーザーが調査に協力し、事実確認を経て、無断で最終用途を変更し、無断で第三者に譲渡した等の事由が存在しない場合、国務院の商務主管部門はそれを監視リストから削除することができる。

上記の法文(1項)では、文言上は、中国政府が調査をした結果、対象企業に協力義務が生じ、これに協力等を行わなかった場合に監視リストに掲載することができるものとされているようであるが、本監視リストの作成にあたっては、かかる調査が行われた形跡は、少なくとも当職の知る限りではない。

本監視リストに掲載された企業に関しては、次の規制が行われる。

- 輸出事業者が上記エンティティに両用品目を輸出する場合、包括許可を申請し、又は情報記入登記方式により輸出証憑を取得してはならない。個別許可を申請する際には、本監視リストに掲載されたエンティティのリスク評価報告書を提出し、かつ両用品目を日本の軍事力の向上に寄与する一切の用途に使用しない旨の書面による承諾を提供しなければならない。
- 商務部は、本監視リストに掲載されたエンティティの両用品目の輸出に対して、より厳格なエンドユーザー審査及びエンドユース審査を実施し、日本の軍事ユーザー及び軍事用途並びに日本の軍事力の向上に寄与する一切のその他エンドユーザー用途に関わる輸出は承認しない。
- 本監視リストに掲載されたエンティティが両用物品輸出管理条例第26条に基づき、事実確認協力義務を履行した場合、監視リストからの削除を申請することができる。商務部は確認後、監視リストから削除することができる。

かかる規制自体は、両用品目輸出管理条例第26条に沿ったものであるといえる。

三. 本リストに関わる懸念と今後の展開

1. 1月6日付け日本向け輸出規制との関係

本リストと1月6日付け日本向け輸出規制との関係はどのような関係にあるのか。本リストは、1月6日付け日本向け輸出規制は特段参照しておらず、法律上の根拠からしても別物であるともいえるが、一連の経緯、本件公告の文言、再輸出規制の存在などからすると、実質的な関係性はあると考えるべきである。

1月6日付け日本向け輸出規制は、文言上、次のように整理される。⁶

エンドユーザー	エンドユース	両用品目の輸出可否 条文の直接的解釈
軍事ユーザー	軍事用途	×
	日本の軍事力向上に寄与する用途	×
	上記以外の民生用途	×
日本の軍事力向上に寄与するエンドユーザー	軍事用途	×
	日本の軍事力向上に寄与する用途	×
	上記以外の民生用途	×
その他のエンドユーザー	軍事用途	×
	日本の軍事力向上に寄与する用途	×
	上記以外の民生用途	○ (輸出許可必要)

上記の「軍事ユーザー」、「日本の軍事力向上に寄与するエンドユーザー」が何を指すのかは不明である。そして、本リストでも、上記のユーザー類型に触れてはいないため、本リストと1月6日付け日本向け輸出規制の関係は不透明ではある。ただ、少なくとも、本リストに掲載された企業が、中国当局からすると、「日本の軍事力向上に寄与するエンドユーザー」に該当するものと考えている可能性はあるものと考えべきである(2つの本リストにおいて程度差はありうる)。中国当局がそのように考えている場合には、民生用途での両用品目も、1月6日付け日本向け輸出規制の対象として輸出が禁止されることになりうる。

但し、1月6日付け日本向け輸出規制が「禁止」(上記の×の箇所)とされているのに対して、本リストでは、例外的に輸出が可能となる余地も残している。つまり、本輸出管理コントロールリストでは「特別な事情があり確かに輸出が必要な場合」の商務部に対する申請可能性、本監視リストでは「個別申請」の可能性が言及されている。いずれにしても、リスト掲載事業者となれば両用品目の輸入は相当程度困難になるものと思われるが、かかる申請の今後の実務的運用は注目に値する。

2. 監視リスト掲載に関する論点

上記二. 2.の通り、本監視リストに掲載された事業者に対する中国からの輸出については、輸出事業者が個別の輸出許可を申請することは可能であるが、その場合には、以下の文書の提出が必要とされる。

- ① 監視リストに掲載された事業者のリスク評価報告書
- ② 両用品目を日本の軍事力の向上に寄与する一切の用途に使用しない旨の書面による承諾

上記の①に関しては、リスク評価報告書なるものがいかなるものであるのか不明であり、今後の課題である。本リストの位置づけからして、リスト掲載事業者が、納入先などから負う秘密保持義務や、法定の秘密保持義務等からして中国当局に対する説明ができない内容の記載が求められることも十分にあり得るが、この場合には、リスク評価報告書の作成がそもそも困難になることが予想される。

②の「両用品目を日本の軍事力の向上に寄与する一切の用途に使用しない旨の書面による承諾」については、今後リスト掲載事業者が提出を求められることが多くなるようにも思われるが、誓約をするにしても、「日本の軍事力の向上に寄与する用途」なるものの外縁がよく分からないこともあり、承諾を行うこと自体にはハードルはありそうである。

また、監視リストに掲載された事業者は、両用物品輸出管理条例第26条の規定に基づき事実確認協力義務を履行した場合には、監視リストからの削除を申請することができるものとされているが、これとて、いかなる事実確認を行えばよいのか、秘密保持義務を遵守しつつ中国政府の事実確認に応えられるかどうかは未知数である。

⁶ 2026年1月15日発行の弊事務所のニュースレター「【経済安全保障・通商】中国の日本向け軍民両用品の輸出規制強化と日本企業への影響」二. 2.ご参照

3. 日本企業の留意点と今後の展開に関する一考察

(1) 本リストに掲載された日本企業の留意点

本リストに掲載された日本企業は、まず、両用品目を民生用途であっても中国から直接又は他の事業者(日本・第三国)を經由して購入していないか確認が必要である。ただ、1月6日付け日本向け輸出規制、更に遡ると両用品目管理条例の公布・施行(2024年秋)から既にかかる確認を行っていた企業も多いと思われる。とはいえ、両用品目には、例えば一定比率のレアアースが含有している製品も含まれているところ、その該当性に気付かずに購入している(中国の輸出時業者も気付いていない)ようなケースが実際にあるのではないかとと思われる。

また、本リストに掲載された企業がどうしても両用品目を中国から輸入せざるを得ない場合には、商務部への輸出許可の申請、監視リストからの除外申請を行うことも検討することとなる。いずれの場合であっても、秘密保持義務との抵触、機微な情報の中国政府への提出等、困難な問題がありうる。また、逆に中国が懸念するような「軍勢力」と相当程度かけ離れた事業しか行っていない日本企業も特に本監視リストには含まれているようであるが、かかる企業についても、監視リストからの除外申請を検討することも一考に値するが、事業上の影響があまりないようであれば、ひとまず静観という選択肢も十分にあり得る。

(2) 本リストに掲載された日本企業以外の日本企業の留意点

本リストに掲載された日本企業以外の日本企業も、掲載を免れたからといって安心することはできない。これは、包括的規制である1月6日付け日本向け輸出規制が存在しており、本リストによる規制と大幅に重複しているからである。

更に、本リストには合計40社の企業がリストに掲載されているが、今後のリストの追加掲載も懸念される。すなわち、これまでの輸出管理コントロールリストの中国政府の運用は、米国政府の行動によって随時掲載事業者の範囲を拡大してきた経緯がある。本リストに掲載された企業がどのように選択されたのかは明らかではないが、日本の防衛産業を担う重要企業であるがリスト入りを免れた企業も多く存在するようである。今後、日本政府は、高市発言を修正する可能性も高くないように思われ、何らかのタイミングで、輸出管理コントロールリストや監視リストに日本企業が追加される懸念は現実のものであると考えた方がよい。

本輸出管理コントロールリストにおいて、1つの特徴として上げられるのは、1つの企業内における社内カンパニーが掲載されている点である。大企業においては、防衛装備品やその部品や原料を扱う事業部門と、それ以外の完全民生用の事業部門が併存しているケースが多い。本輸出管理コントロールリストにおいては、事業部門を問わず1社丸ごと掲載された企業もあれば、特定の事業部門のみを指定して掲載されている企業もある。いずれを指定するのかは中国政府の裁量に属し、企業側ではいかんともし難い側面はあるが、長期的視点に立ち民生用事業部門への影響を避けるために、事業部門のビジネス上の仕分けを明確にしておくことや、対象となりうる事業部門をより独立性を持たせることや、更には分社化することも一考に値する。

(3) 別リストの応用の可能性

2026年1月15日発行の弊事務所のニュースレター「【経済安全保障・通商】中国の日本向け軍民両用品の輸出規制強化と日本企業への影響」において述べたとおり、更に事態がエスカレートした場合には、次の可能性が存在する。

(1) 「反制裁リスト」への日本企業の掲載

中国が、反外国制裁法に基づき日本企業を「反制裁リスト」(“反制裁清單”)に掲載することがありうる。リストに掲載された場合の効果は以下のとおりである(反外国制裁法6条)。

- ① 中国国内資産の差押え、押収、凍結
- ② 国内組織や個人との取引、協力などの活動の禁止又は制限
- ③ 入国禁止、査証取消、国外追放(個人の場合)

このうち、②については、両用品目に限られず、一切の取引禁止となるため、影響は重大である。日本企業の場合、一つの企業が、防衛装備品を扱う事業部門と、それ以外の事業部門の双方を有していることも多いところ、前者が中国にとっての関心事であるにもかかわらず、一旦企業が反制裁リストに掲載された場合には、後者の事業部門にも影響が及ぶ。

(2) 「信頼できないエンティティリスト」への掲載

更に、中国が「信頼できないエンティティリスト規定」に基づく「信頼できないエンティティリスト」(“不可靠实体清单”)に日本企業を掲載することがありうる。同リストに掲載された場合の効果は、反外国制裁法に基づく反制裁リストと類似しているが、「情状の軽重に基づく相応な金額の過料の賦課」も可能とされており(信頼できないエンティティリスト規定 10 条 1 項 5 号)、実際に多額の過料が課されたケースもある。

1. 中国と関係する輸出入活動の禁止
2. 中国での新規投資の禁止
3. 高級管理人員の入国の禁止
4. 高級管理人員の中国国内における就業許可、滞在及び居留資格の不許可・取消
5. 過料の賦課。

以上

III. 中国法令アップデート(主に 2026 年 1 月 1 日～1 月 31 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

今号の注目法令は、「商事調解条例」である(中国語原文では「調解」であるが、「調停」に相当する。)。中国では、商事調停は、仲裁や訴訟に代わる(前置する)、迅速かつ機動的な解決手段として期待されており、実際にも利用が進んでいる。調停は、訴訟・仲裁と比較して、より専門的な調停員の元で、柔軟な協議による解決を目指す手続であり、(調停が成功した場合)調停合意書には法的拘束力があり、裁判所への執行承認や国際条約に基づく海外での執行申請も可能となる。逆に、調停が成功しない場合には、仲裁手続が行われることになる。今後は、外国企業が中国の調停機関(「中国国際経済貿易仲裁委員会」(CIETAC)等)において、商事調停に巻き込まれる(活用する)事例が増えることが予想されるため、手続の概要等を理解しておく意味がある。

その他に、医薬品企業にとっては、「薬品管理法实施条例」(改正版)が重要である。国務院は、2026 年 1 月 16 日、「薬品管理法实施条例」の改正版を公布し、2026 年 5 月 15 日から施行することになっている。同条例が 2002 年に制定された後、20 年以上ぶりの全面的な改正として注目される。

なお、速報ベースであるが、中国商務部は、2 月 24 日に、20 社の日本エンティティを輸出管理コントロールリストに掲載する公告(商務部 2026 年第 11 号)、および 20 社の日本エンティティを監視リストに掲載する公告(商務部 2026 年第 12 号)を公表している。輸出管理法などにに基づき、対象企業に対し、軍民両用(デュアルユース)品の輸出を禁止した(レアアース(希土類)を含む軍民両用品に活用される重要鉱物などが対象になるとみられる。)。詳細は、今号の Lawyer's Eye を参照されたい。

執筆担当:日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<民事訴訟法>

商事調解条例

[ポイント] 2025 年 12 月 31 日に公布され、2026 年 5 月 1 日から施行される「商事調解条例」(中国語原文では「調解」であるが、「調停」に相当する。)は、中国で初めての商事調解に関する統一的な行政法規であり、ビジネス環境の最適化を図ることを目的としている。主な内容は、以下のとおりである。なお、2025 年 6 月に本条例の公開意見募集が行われた際、[中国法令アップデート](#)で解説を行っているのでそちらも参照されたい。

1.適用範囲

条例では、商事調解は商事調解組織が手続を主宰し、当事者の自主的な話し合いに基づき、貿易、投資、金融、運輸、不動産、建設工事、知的財産権、技術移転等の商事分野の紛争解決に利用されることを定めている。一方で、婚姻家族、相続、後見、労働人事、消費者の権益に関する紛争や、法律により別の解決方法が定められている紛争は、商事調解の対象には含まれないことに留意が必要である。

2.調解組織の性質及び要件

商事調解組織は非営利目的で設立されることを明確化するとともに、設立要件として 30 万元以上の資産及び 5 名以上の専門調解員を有すること等を規定している。

3. 調解員の資格基準

商事調解員は、次のいずれかの要件を備えなければならない。仲裁手続の仲裁人に比しても専門的・実務的な知識・経験が求められている。

- ・ 法律職業資格を有し、かつ商事関連の法律業務に 3 年以上従事した者。
- ・ 関連分野における中級以上の職務資格を有し、かつ商事分野の業務に 5 年以上従事した者。
- ・ 商事分野の業務に 8 年以上従事し、かつ豊富な商事紛争処理の実務経験を有した者。

4. 調解手続の運用

当事者は、調解組織の調解員名簿から共同で調解員を選任するか、調解組織に選任を依頼することができる。調解は原則として非公開で行われ、当事者の合意がある場合に限り公開可能となる(国家機密、営業秘密、個人のプライバシーを含む場合は除く)。調解期間は原則として 60 日以内と規定されており、最長 30 日まで延長できる。以上の通り、迅速で柔軟な話し合いによる解決が想定されている。

5. 調解協定の効力と執行機構

商事調解協定は、当事者が署名又は押印した日より効力を生じ、法的拘束力を有する。当事者は、調解協定(調停合意書)に基づき人民法院に司法確認(執行承認)を申請することができる。司法確認を経た協定は強制執行力を有する。

[原文] [商事調解条例](#)(中华人民共和国国务院令 第 827 号)

[公布/公表機関] 國務院(国务院)

2025 年 12 月 31 日公布、2026 年 5 月 1 日施行

執筆担当:北京オフィス顧問 李 加弟

<金融>

マネーロンダリング防止特別予防措置管理弁法

[ポイント] 本弁法は、2025 年 10 月に意見募集を終了した同法の意見募集稿を踏まえて、正式な弁法として公布・施行されたものである。意見募集稿と比較すると、本弁法の下でマネーロンダリング防止措置を講じるべき資産の範囲に石油等の経済資源も含まれる変更が加えられた。それ以外の変更は、接続詞の表現調整といった形式面に限られ、内容面の変更はなされていない。なお、同弁法の意見募集稿については、[中国法令アップデート](#)で解説を行っている。

本弁法は、マネーロンダリング防止法、反テロリズム法、対外関係法に基づいて、特にマネーロンダリング防止の観点から実施が必要な特別措置の具体的な手続、要求事項の細分化、明確化を目的とするものである。具体的には、当局によるリストの管理及び特定金融機関・特定非金融機関に対する管理・指導、マネーロンダリングやリスク管理制度の構築等を内容とする特別措置義務、それらに違反する場合の法的責任(罰則)をそれぞれ規定している。なお、法的責任(罰則)は、いずれもマネーロンダリング防止法の処罰条文を引用する形で規定され、それを超える罰則を新たに設ける規定は含まれていない。

[原文] [反洗钱特别预防措施管理办法](#)(中国人民银行、外交部、公安部、国家安全部、司法部、财政部、住房城乡建设部、市场监管总局令〔2026〕第 1 号)

[公布/公表機関] 中国人民銀行、外交部、公安部、国家安全部、司法部、財務部、住宅都市農村建設部、国家市場監督管理総局(中国人民銀行、外交部、公安部、国家安全部、司法部、財政部、住房城乡建设部、国家市场监督管理总局)

2026 年 1 月 13 日公布、2026 年 2 月 16 日施行

執筆担当:日本弁護士 藤本 博之

<経済諸法>

ネットワーク取引プラットフォーム規則監督管理弁法

[ポイント] 近年、中国のプラットフォームビジネスが急速に発展する一方で、プラットフォームを提供する事業者が一方向的に定める規則により、出店者や消費者の権益が損なわれるケースが増加しており、社会問題化している。特に、消費者が商品を返品せずに返金のみを受けられる「返金のみ(仅退款)」制度や「ネット最安値(全网最低价)」を出店者に対して強制するといった、規則の恣意的な制定・濫用が指摘されていた。また、ビッグデータを利用し、消費者に対して不当な価格差を設ける「常連客いじめ(杀熟)」も問題視されている。

このような背景から、国家市場監督管理総局及び国家インターネット情報弁公室は、2025 年 12 月 18 日、「ネットワーク取引プラットフォーム規則監督管理弁法」(以下「本弁法」という。)を公布した。本弁法は、ネットワーク取引活動において、取引当事者の双方又は多方に対し、ネットワーク上の営業場所、取引の仲介、情報の発信等のサービスを提供し、取引当事者が独立してネットワーク取引活動を展開できるようにする法人又は非法人組織(以下「プラットフォーム事業者」という。)を対象としている。

本弁法により、プラットフォーム事業者は主に以下の義務を負うこととなる。

1. 規則制定・変更手続の透明化

プラットフォーム事業者は、料金、紛争解決等、事業者及び消費者の重大な利害に関わる事項について太字等の明確な方法で注意喚起を行わなければならない。プラットフォーム規則を制定・変更する際は、ウェブサイトやアプリケーションの目立つ位置で意見を公募し、合理的な意見を十分に吸収・採用しなければならない。また、規則の実施にあたっては、少なくとも7日前(重要規則は15日前)に公示する必要がある。

2. プラットフォーム内事業者の保護

プラットフォーム事業者は、プラットフォーム内事業者(プラットフォーム上で出店等をしている事業者)の自主的な営業活動を不当に制限してはならない。具体的には、①消費者が返品せずに返金を受けられるアフターサービスの強制、②プロモーション活動への参加の強制、③他の競合プラットフォームでの営業活動を禁じ、自らのプラットフォーム内でのみ営業活動を行うことを強制すること、④原価を下回る価格での販売の強制等が禁止された。また、不合理な費用や違約金の徴収も禁じられている。

3. 消費者の保護と執行の公正性

同等の取引条件の商品又はサービスに対し、消費者が知らない状況で、消費者ごとに異なる価格を設定することや、プラットフォーム規則により消費者の権利(苦情申立て・紛争解決手続の利用等)を不当に制限すること等が禁止された。また、プラットフォーム内事業者や消費者に不利益な措置を講じる際は、理由及び根拠を告知し、異議申立ての窓口を設けなければならない。申立人から人による判断の要求があれば、AIによる自動処理ではなく、人による判断を行わなければならない。

[原文] [网络交易平台规则监督管理办法](#) (国家市场监督管理总局、国家互联网信息办公室令第116号)

[公布/公表機関] 国家市场监督管理总局、国家インターネット情報弁公室(国家市场监督管理总局、国家互联网信息办公室)

2025年12月18日公布、2026年2月1日施行

執筆担当: 日本弁護士 伊藤 誠悟

ライブ配信 EC 監督管理弁法

[ポイント] 本弁法は、ライブ配信 EC(インターネットのウェブサイト、アプリ等のプラットフォーム上で、映像や音声のライブ配信を通じて商品を販売し、又はサービスを提供する事業形態を指す。)を規範化するために制定されたものである。2025年7月に本弁法の公開意見募集が行われた際、[中国法令アップデート](#)で解説を行っている。今回正式に公布されたものは意見募集稿から大きな変更はないものの、監督管理の対象範囲が拡大された点は注目に値する。以下は、意見募集稿からの主な変更点である。

1. ライブ配信 EC プラットフォーム事業者の範囲の拡大

意見募集稿では、ライブ配信 EC プラットフォーム事業者(ライブ配信 EC のネット上の運営場所、情報掲載、商品閲覧、オンライン決済等のサービスを提供する法人又は組織を指す。)の責任として、そのプラットフォーム上のライブ配信ルーム運営者、ライブ配信販売者等のライブ配信 EC の関連主体に対する資格審査、その違法行為の処理等、主管当局である市場監督管理部門への情報報告、消費者の権益保護への協力等の義務を規定していた。今回の公布により、これらの義務は引き続き強調されるとともに、これらの責任の適用対象については、ライブ配信 EC を主たる事業とするライブ配信 EC プラットフォーム事業者のみならず、ネット上の運営場所、情報掲載、商品閲覧、オンライン決済等のライブ配信 EC サービスの一部を提供する他のネットサービス提供者にも適用されることが規定された。当該規定は、WeChat 等の現時点ではライブ配信 EC を主たる事業としていないプラットフォーム事業者の責任を明確にするために追加されたものである。

2. ライブ配信ルーム運営者の範囲の拡大

ライブ配信ルーム事業者(ライブ配信プラットフォーム上のアカウント登録又は自らのウェブサイトの開設によりライブ配信ルームを運営し、ライブ配信 EC に従事する主体を指す。)について、意見募集稿では、掲載する商品又はサービスの審査、情報開示、ライブ配信販売者の身元確認等を行う体制の整備義務等が規定されていた。今回の公布により、他人名義のライブ配信ルームを実際に運営している者もこれらの義務を負うことが規定された。これは、ライブ配信ルームの登録者又は開設者が実際の運営者が異なるケースにおいて、実際の運営者が責任を回避する

ことを防止するために追加された規定である。

[原文] [直播电商监督管理办法](#)（国家市场监督管理总局、国家互联网信息办公室令第 117 号）

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局、国家インターネット情報弁公室（国家市场监督管理总局、国家互联网信息办公室）

2025 年 12 月 18 日公布、2026 年 2 月 1 日施行

執筆担当：北京オフィス顧問 李彬

薬品管理法実施条例

[ポイント] 2026 年 1 月 16 日、国務院は「薬品管理法実施条例」の改正版を公布し、2026 年 5 月 15 日から施行することになった。同条例が 2002 年に制定された後、20 年以上ぶりの全面的な改正として注目される。改正された条例は 9 章、89 条から構成され、「薬品管理法」全体を細則的・実務的に規制する内容となっている。薬の研究・開発、製造、流通、使用までのライフサイクル全体の安全管理を強化しており、規制の実効性を高め、医薬品の安全性をより重視する方向への改正である。中国においては、医薬品の MAH 制度が導入されて暫く経過しているが、MAH 制度に関する章を新設し、MAH の責任・義務を明確化している。

その他にも市場独占期間の新設が目を引く。小児用医薬品や希少疾病用薬に対して市場独占期間が初めて規定された。小児医薬品で最大 2 年、希少疾病薬で最大 7 年の期間が規定されている。

また、海外で実施された臨床データの受入れ基準を明確化し、中国国内での登録審査の効率化・国際整合性を高める規定が盛り込まれている点も注目される。

[原文] [药品管理法实施条例](#)（国务院令第 828 号）

[公布／公表機関] 国務院（国务院）

2026 年 2 月 16 日公布、2026 年 5 月 15 日施行

執筆担当：日本弁護士 若林 耕

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄 (yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧 (tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆 (maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑 (suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平 (kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。